

自動車振動の限度を定める区域及び時間を次のように定める。

平成24年4月1日

みどり市長 石原



自動車振動の限度を定める区域及び時間の指定

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。）別表第2備考第1項又は第2項の規定により同表備考第1項各号に掲げる区域の区分又は同表備考第2項の昼間及び夜間の時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

1 区域の区分

区分	区域
規則別表第2備考第1項第1号に掲げる区域	特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域等の指定（平成24年みどり市告示第68号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち第1種区域に該当する区域
規則別表第2備考第1項第2号に掲げる区域	指定地域のうち第2種区域に該当する区域

2 昼間及び夜間の時間

区分	時間の区分
昼間	午前8時から午後7時まで
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで